

国内の鶏（ニワトリ）からの高病原性鳥インフルエンザの検出について

平成16年1月12日
各都道府県、政令市、特別区感染症担当課あて
厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡

標記について、本日、農林水産省より別添1のとおり公表されたことを受け、厚生労働省としての対応を別添2により公表したところです。つきましては、各自治体におかれても下記のとおり対応いただくようお願いします。

記

1. 管内の医療機関、医師会等の関係機関に公表内容を周知するとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われる患者等の情報提供についても協力を求めること。また、入手した関係情報については、当課あて報告いただきたいこと。
2. 今後、高病原性鳥インフルエンザが疑われる患者等が発生した場合に備え、地方衛生研究所における高病原性鳥インフルエンザの検査体制について確認すること。
3. 追って配布予定の「高病原性鳥インフルエンザQ&A」を参考に、国民への正確な情報提供に努めること。

(別添1)

プレスリリース

平成16年1月12日
農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生があったので、その概要をお知らせします。なお、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となります。

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

3 防疫対応の状況

(1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。

(2) 今後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置をとることとしている。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

4 その他

(1) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。なお、3の移動の制限により、制限地域からの鶏・卵の出荷は禁止される。

(2) 厚生労働省においては、

① 食品を摂取することによる人へのインフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導している。

- ② また、諸外国では生きた鳥との接触により人に感染した事例が報告されていることから、山口県を通じて養鶏従事者等関係者に対し、健康状態の確認、感染防御の徹底を指導している。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていくので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。